

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が法25条2項の規定に基づき請求人に対し平成30年6月18日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同年7月18日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、おおむね以下のことから、本件各処分はいずれも違法、不当であり、取り消されるべきであると主張しているものと解される。

請求人は、健康状態が良くなく、比較的多数の病気に罹患していたことから、多様な医療機関に受診する必要がある、一日に複数の医療機関を訪れる必要があった。そのため、保護が開始されて以降、医療移送費については、処分庁の担当のケースワーカー

との話し合いで、前の月に実際に医療機関を訪れた回数を申告し、それに基づき、処分庁の医療移送費の決定が行われ、翌月に支給されていた。

しかるに、平成28年1月実績の支給分から、従来と同様な申告をしているにもかかわらず、一方的に医療移送費の支給額が削減されるようになり、現在に至っている。

請求人は、処分庁に対して、再調査の請求や説明を求めているにもかかわらず、処分庁の担当者（以下「担当者」という。）は、通院回数を削減したとする一覧表を提示したに過ぎず、請求人に対し何らの説明もない。

このため、治療回数の削減、治療先病院の削減や医療券の不交付などがなされ、請求人の病気の治療もままならなくなっている。

本件各処分に際して、担当者による指導及び指示はなされておらず、仮に行われていたとしても、いずれも法27条2項及び3項に違反する一方的なものであって、請求人の健康状態を考慮せずなされたものであるから、許されないものである。

また、本件各処分による医療移送費の不支給は、請求人の法による保護を受ける権利を侵害しており、明らかな違法行為であって、人権侵害に当たるものである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 2月28日	諮問
平成31年 4月18日	請求人から主張書面等を收受

		請求人から閲覧等請求書の提出
平成31年	4月19日	審議（第32回第2部会）
平成31年	4月25日	審査庁へ閲覧等請求に係る意見照会
令和元年	5月17日	審議（第33回第2部会）
令和元年	6月6日	審査庁から閲覧等請求に係る意見を収受
令和元年	6月18日	審議（第34回第2部会）
令和元年	6月19日	閲覧等請求に係る決定
令和元年	6月27日	閲覧等の実施
令和元年	6月28日	主張書面等の提出期限の通知
令和元年	7月16日	審議（第35回第2部会）
令和元年	8月5日	審議（第36回第2部会）
令和元年	8月22日	主張書面等の提出期限延長の通知
令和元年	9月11日	審議（第37回第2部会）
令和元年	9月27日	請求人から主張書面等を収受
令和元年	10月1日	審議（第38回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。

以下「保護基準」という。)に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

そして、法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種を規定している。

- (2) このうち医療扶助について、法15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条6号に「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

また、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、・・・、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」（本件要領第3・9・(1)）とされ、そして、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（本件要領第3・9・(2)・ア）等とされている。

さらに、移送の給付手続においては、「要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。」（本件要領第3・9・(3)・ア）と、給付決定における審査については、「給付要否意見書（移送）により・・・福祉事務所において必要性を

判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること・・・福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならない」（本件要領第3・9・(3)・イ）と、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」とされている（本件要領第3・9・(3)・ウ）。そして、費用については、「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」とされ（本件要領第3・9・(4)・ア）、「当該料金の算定にあたっては、領収書・・・等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」とされている（本件要領第3・9・(4)・イ）。

- (3) 法24条1項ないし8項は、申請による保護の開始について、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、14日以内（特別な理由がある場合には30日まで延長できる。）に申請者に対して書面をもって通知しなければならないこと等を定めており、同条9項は、このうち1項ないし7項までの規定は、要保護者等からの保護の変更の申請について準用する旨を定めている。

また、法25条2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」としている。

## 2 本件各処分について

- (1) 本件処分1について

処分庁は、本件内訳 1 によれば、請求人からの本件申請 1 を受け、医療機関毎に、請求人宅から公共交通機関を利用した場合の通院経路及び往復の交通費をそれぞれ認定した上で、以下のとおり、本件要領並びに医療機関の各主治医による受診頻度等の指示、医療機関に対して行った、平成 30 年 5 月分における請求人の受診日、受診科目及び受診回数等についての聞き取り等に基づき、同月分の一時扶助費として、医療移送費計 33,740 円を請求人に支給することを決定した、としていることが認められる。

また、本件申請 1 に係る各申請書には、公共交通機関を利用した場合に必要なとされる、医療移送費算定の根拠となる、乗車券、定期券、領収書等の挙証資料は添付されていない。

なお、以下における「⇔」は、往復を表す。

ア ○○病院について

① 通院の認定経路

○○⇔ (○○バス：定期券) ⇔○○⇔ (○○線：130 円) ⇔○○⇔ (○○バス：210 円) ⇔○○病院

② ①経路の認定交通費 片道：340 円、往復：680 円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 37 回（1 回 3 日、2 回 5 日、3 回 3 日、4 回 1 日、6 回 1 日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 16 日（確認した通院日数は実 13 日、延べ 16 日。ただし、各診療科主治医提示の適切な通院日数により認定。なお、8 日、14 日及び 31 日については、各 2 回分算定。）

b 認定経費（支給決定額） 10,880 円

イ ○○病院について

① 通院の認定経路

○○⇔（○○バス：定期券）⇔○○⇔（○○線：130円）⇔○○⇔（○○バス：210円）⇔○○病院

② ①経路の認定交通費 片道：340円、往復：680円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 27回（2回5日、3回1日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 19日（確認した通院日数は20日。ただし、各診療科主治医提示の適切な通院日数により認定。）

b 認定経費（支給決定額） 12,920円

ウ 医療法人社団○○クリニック（○○病院）について

① 通院の認定経路

○○⇔（○○バス：定期券）⇔○○⇔（○○線：定期券）⇔○○⇔（○○線：定期券）○○⇔（○○線：140円）⇔○○⇔（徒歩）⇔クリニック

② ①経路の認定交通費 片道：140円、往復：280円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 24回（2回2日、3回1日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 4日（確認した通院日数は20日。ただし、主治医提示の適切な通院日数1回／週により認定。）

b 認定経費（支給決定額） 1,120円

エ 医療法人社団〇〇病院について

① 通院の認定経路

〇〇⇔（〇〇バス：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：160円）⇔〇〇⇔（〇〇バス：100円）⇔〇〇⇔（徒歩）⇔病院

② ①経路の認定交通費 片道：260円、往復：520円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 39回（2回12日、3回2日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 5日（確認した通院日数は17日。ただし、各主治医提示の適切な通院日数により認定。）

b 認定経費（支給決定額） 2,600円

オ 医療法人〇〇脳神経外科・整形外科について

① 通院の認定経路

〇〇⇔（〇〇バス：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：160円）⇔〇〇⇔（〇〇線：150円）⇔〇〇⇔（〇〇バス：100円）⇔〇〇⇔（徒歩）⇔病院

② ①経路の認定交通費 片道：410円、往復：820円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 15回（2回2日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 4日（確認した通院日数は13日。ただし、主治医提示の適切な通院日数1回／週により認

定。)

b 認定経費（支給決定額） 3, 280円

カ 一般社団法人〇〇病院について

① 通院の認定経路

〇〇⇔（〇〇バス：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇バス：定期券）⇔病院

② ①経路の認定交通費 片道：0円、往復：0円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 7日（2回1日、3回1日 前月未請求分）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 2日（確認した通院日数2日で認定。）

b 認定経費（支給決定額） 0円

キ 〇〇クリニックについて

① 通院の認定経路

〇〇⇔（〇〇バス：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：140円）⇔〇〇⇔（〇〇バス：220円）⇔クリニック

② ①経路の認定交通費 片道：360円、往復：720円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 6回（2回1日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 1日（確認した通院日数は5日。ただし、主治医提示の適切な通院日数1回／月により認定。）

b 認定経費（支給決定額） 720円

ク ○○病院について

① 通院の認定経路

○○⇔（○○バス：定期券）⇔○○⇔（○○線：定期券）⇔○○⇔（○○線：定期券）⇔○○⇔（○○線：160円）⇔○○⇔（○○バス：100円）⇔病院

② ①経路の認定交通費 片道：260円、往復：520円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金、交通費合計についてはいずれも不明（記載なし）

b 通院日数 5日（1回1日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 3日（確認した通院日数3日による。）

b 認定経費（支給決定額） 1,560円

ケ ○○メンタルクリニックについて

① 通院の認定経路

○○⇔（○○バス：定期券）⇔○○⇔（○○線：定期券）⇔○○⇔（○○線：130円）⇔○○⇔（○○線：200円）⇔○○⇔（徒歩）⇔クリニック

② ①経路の認定交通費 片道：330円、往復：660円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 1日

④ 認定内訳

a 認定通院日数 1日（確認した通院日数1日で認定。）

b 認定経費（支給決定額） 660円

コ 医療法人社団○○病院（デイケア）について

① 通院の認定経路

〇〇⇔（〇〇バス：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇⇔（徒歩）⇔病院

② ①経路の認定交通費 片道：0円、往復：0円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 21日

④ 認定内訳（不支給理由）

不明（通院が確認できないため。）

サ 〇〇クリニックについて

① 通院の認定経路 なし

② ①経路の認定交通費 なし

③ 移送費申請内訳

a 通院経路 前月と同じ

b 往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

c 通院日数 1日（1回1日）

④ 認定内訳（不支給理由）

医療券を発行していないため、支給対象にならない。

シ 〇〇眼科クリニックについて

① 通院の認定経路 なし

② ①経路の認定交通費 なし

③ 移送費申請内訳

a 通院経路 前月と同じ

b 往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

c 通院日数 1日（1回1日）

④ 認定内訳（不支給理由）

医療券を発行していないため、支給対象にならない。

ス 定期券利用認定区間について

① バス利用区間

平成30年5月の各医療機関への通院に際して、利用頻度の高い、〇〇⇄(〇〇バス)⇄〇〇の間及び〇〇⇄(〇〇バス)⇄〇〇の間に係る交通費(バス代)については、定期代として認定し、請求人から挙証資料の提示があれば定期代を支給する。

② 電車利用区間

①同様の理由により、〇〇⇄〇〇間の交通費(電車代)についても、定期代として認定し、請求人から挙証資料の提示があれば定期代を支給する。

(2) 本件処分2について

処分庁は、本件内訳2によれば、請求人からの本件申請2を受け、上記(1)と同様に、次のとおり、平成30年6月分の一時扶助費として、医療移送費計33,140円を請求人に支給することを決定した、としていることが認められる。

また、本件申請2に係る各申請書には、公共交通機関を利用した場合に必要とされる、医療移送費算定の根拠となる、乗車券、定期券、領収書等の挙証資料は添付されていない。

ア 〇〇病院について

① 通院の認定経路 上記(1)・ア・①と同じ

② ①経路の認定交通費 上記(1)・ア・②と同じ

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明(記載なし)

b 通院日数 35回(1回5日、2回8日、3回3日)

④ 認定内訳

a 認定通院日数 9日(確認した通院日数は実15日、

延べ16日。ただし、各診療科主治医提示の適切な通院日数により認定。)

b 認定経費（支給決定額） 6,120円

イ ○○病院について

① 通院の認定経路 上記(1)・イ・①と同じ

② ①経路の認定交通費 上記(1)・イ・②と同じ

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 32回（2回4日、3回2日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 18日（確認した通院日数は24日。ただし、各診療科主治医提示の適切な通院日数により認定。）

b 認定経費（支給決定額） 12,240円

ウ 医療法人社団○○クリニック（○○病院）について

① 通院の認定経路

○○⇔（○○バス・定期券）⇔○○⇔（○○線：定期券）⇔○○⇔（○○線：180円）⇔○○⇔（○○線：140円）⇔○○⇔（徒歩）⇔クリニック

② ①経路の認定交通費 片道：320円、往復：640円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 32回（2回4日、3回3日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 4日（確認した通院日数は22日。ただし、主治医提示の適切な通院日数1回／週により認定。）

b 認定経費（支給決定額） 2, 560円

エ 医療法人社団〇〇病院について

① 通院の認定経路

〇〇⇔（〇〇バス：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇（〇〇線：180円）⇔〇〇⇔（〇〇線：160円）⇔〇〇⇔（〇〇バス：100円）⇔〇〇⇔（徒歩）⇔病院

② ①経路の認定交通費 片道：440円、往復：880円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 33回（2回9日、3回1日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 6日（確認した通院日数は21日。ただし、診療科各主治医提示の適切な通院日数により認定。）

b 認定経費（支給決定額） 5, 280円

オ 医療法人〇〇脳神経外科・整形外科について

① 通院の認定経路

〇〇⇔（〇〇バス：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：180円）⇔〇〇⇔（〇〇線：160円）⇔〇〇⇔（〇〇線：150円）⇔〇〇⇔（〇〇バス：100円）⇔〇〇⇔（徒歩）⇔病院

② ①経路の認定交通費 片道：590円、往復：1, 180円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 15回（2回1日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 4日（確認した通院日数は14日。ただし、主治医提示の適切な通院日数1回／週により認定。）

b 認定経費（支給決定額） 4,720円

カ 一般社団法人〇〇病院について

① 通院の認定経路

〇〇⇔（〇〇バス：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇バス：定期券）⇔病院

② ①経路の認定交通費 片道：0円、往復：0円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 13回（2回6日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 7日（確認した通院日数7日で認定。）

b 認定経費（支給決定額） 0円

キ 〇〇クリニックについて

① 通院の認定経路

〇〇⇔（〇〇バス：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：定期券）⇔〇〇⇔（〇〇線：180円）⇔〇〇⇔（〇〇線：140円）⇔〇〇⇔（〇〇バス：220円）⇔クリニック

② ①経路の認定交通費 片道：540円、往復：1,080円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 4日

④ 認定内訳

a 認定通院日数 1日（確認した通院日数は4日。ただし、主治医提示の適切な通院日数1回／月により認

定。)

b 認定経費（支給決定額） 1,080円

ク ○○病院について

① 通院の認定経路

○○⇔（○○バス：定期券）⇔○○⇔（○○線：定期券）⇔○○⇔（○○線：180円）⇔○○⇔（○○：160円）⇔○○⇔（○○バス：100円）⇔○○病院

② ①経路の認定交通費 片道：440円、往復：880円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金、交通費合計についてはいずれも不明（記載なし）

b 通院日数 2回（2回1日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 1日（確認した通院日数1日を認定。）

b 認定経費（支給決定額） 880円

ケ 医療法人社団○○病院（デイケア）について

① 通院の認定経路 上記(1)・ケ・①と同じ

② ①経路の認定交通費 上記(1)・ケ・②と同じ

③ 移送費申請内訳

a 通院経路：○○⇔○○⇔○○⇔○○⇔○○⇔○○。ただし、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 22日

④ 認定内訳（不支給理由）

不明（通院が確認できないため。）

コ ○○歯科医院について

① 通院の認定経路

○○⇔（○○バス：定期券）⇔○○⇔（○○線：130円）⇔○○⇔（徒歩）⇔歯科医院

② ①経路の認定交通費 片道：130円、往復：260円

③ 移送費申請内訳

a 通院経路、往復料金及び交通費合計については、いずれも不明（記載なし）

b 通院日数 2日（1回1日）

④ 認定内訳

a 認定通院日数 1日（確認した通院日数1日で認定。）

b 認定経費（支給決定額） 260円

サ ○○眼科クリニックについて

① 通院の認定経路 なし

② ①経路の認定交通費 なし

③ 移送費申請内訳

a 通院経路：○○⇔○○⇔○○⇔○○⇔○○⇔○○

b 片道料金：1,200円、往復料金：2,400円、  
通院日数：2日、交通費合計：4,800円

④ 認定内訳（不支給理由）

事前相談のない受診、福祉事務所が決定した医療機関ではないため。

シ バス利用区間のうち定期券利用認定区間について

平成30年6月の各医療機関への通院に際して、利用頻度の高い、○○⇔（○○バス）⇔○○の間及び○○⇔（○○バス）⇔○○の間に係る交通費（バス代）については、定期代として認定し、請求人から挙証資料の提示があれば定期代を支給する。

ス ○○病院の受診診療科目について

同病院で受診している整形外科、精神神経科、神経内科、腎臓・高血圧内科及び婦人科については、同病院の受診で十分なため、8月以降は、他の医療機関で受診しないよう指導する。

(3) 以上のとおり、処分庁は、本件各内訳によれば、本件各申請に基づき、請求人宅から公共交通機関を利用した場合の各医療機関までの通院経路及び往復の交通費を認定した上で、請求人の各受診医療機関の診療科目における適切とされる受診頻度及び実際の受診科目、受診日（回）数等に基づき、請求人の平成30年5月分の医療移送費を計33,740円（本件処分1）と、同年6月分の医療移送費を計33,140円（本件処分2）とそれぞれ算定し、請求人に対する一時扶助費としてこれらの経費を計上したものと認められる。

(4) ところで、請求人は、過度の受診や重複の受診が継続しているため、処分庁から適正な受診に努めるように指導されていたにもかかわらず、本件においては、①受診した医療機関が非常に多いこと、②相当数の医療機関に、月の平日のほぼ毎日ないし半分以上通院していること、③同一診療科目で複数の医療機関を受診していること、④同一傷病名で複数の医療機関を受診していること、などが認められる。

そして、処分庁は本件各処分において、上記①ないし④の各受診をいずれも相当と認めた上で、1日に複数の区市の医療機関を受診している場合でも、各医療機関の受診に際しての待ち時間や診察時間、また、全て一旦自宅に帰ってから次の医療機関に向かうとした場合にかかる移動時間等について、個別の日毎の実現可能性を検証せず、また挙証資料の提示もないまま、それぞれの受診について、請求人宅と各医療機関との往復の交通費を医療移送費として認定し、請求人に給付しているものと認められる。

(5) しかしながら、処分庁は、医療移送費の算定に際しては、上記(4)によることなく、本件要領の趣旨等に基づき、同一日において、複数の医療機関を受診している場合（同一の医療機関で複数科受診の場合も同様。）は、請求人から事前に、当該受診

日毎に、自宅から各医療機関（受診科）への通院順に、それぞれの経路を申告させ、処分庁において適正に経路を決定するとともに、当該経路毎に公共交通機関を利用した事実を証する領収書、定期券、ICカードの履歴等の挙証資料を提出させた上で、必要な場合に限り、実際の交通費を算定するという手法によって、本件各申請に対する各扶助決定をすべきであった。

また、請求人は、自宅から相当程度離れた多数の医療機関に長期間、かつ、極めて頻回の通院を継続している一方で、多くの受診医療機関から近医での受診が可能であるとされているにもかかわらず、処分庁は、これらについて、請求人に対して、法に基づく指示を行うなどの積極的かつ効果的な是正措置を講じるまでには至っていない。

加えて、医療機関から、請求人が自転車で通院しているとの情報提供があったことも鑑みると、本件各処分における請求人の医療移送費の決定に係る処分庁の取扱いは、本件要領の定めによるものとは認められないが、請求人にとって、むしろ有利な取扱いとなっていると認められるので、審査庁は、請求人の不利益に処分を変更することはできない（行政不服審査法48条参照）。よって、審査会としても、これらの取扱いをもって、本件各審査請求における本件各処分の取消理由とすることはできないと解される。

- 3 請求人は、上記第3のとおり主張し、本件各処分の違法性、不当性を主張しているが、請求人の主張するような違法、不当な点は認められないのであって、さらに、処分庁が、請求人の医療機関への受診について、不当に制限したり、請求人に対する誤った受診指導を行った、などの事実も認められないのであるから、請求人のこれらの主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできない。

その他、請求人は、本件各処分の問題点等について、るる、主

張するが、いずれも、請求人の独自の見解か、法令の解釈を誤ったものであって、本件各処分の取消理由として取り上げることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

他に、本件各処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1ないし3 (略)